

○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改正後					改正前				
(別表2)					(別表2)				
細目	種類	項目	成分規格	試験方法	細目	種類	項目	成分規格	試験方法
清	柿タンニン（液状のもの）	清澄効果	(略)	国税庁所定分析法 231-7 による	清	柿タンニン（液状のもの）	清澄効果	(略)	国税庁所定分析法 231-7 による
		力 価		〃 〃-9 〃			〃 〃-9 〃		
		鉄 溶 出		〃 〃-11 〃			〃 〃-11 〃		
		重 金 属		〃 〃-12 〃			〃 〃-12 〃		
		ひ 素		〃 〃-13 〃			<u>食品添加物公定書 装置Bの方法による</u>		
	細 菌	〃 〃-14 〃	<u>国税庁所定分析法 231-14 による</u>						
澄	柿タンニン（粉末のもの）	清澄効果	(略)	国税庁所定分析法 231-1 による	澄	柿タンニン（粉末のもの）	清澄効果	(略)	国税庁所定分析法 231-1 による
		力 価		〃 〃-2 〃			〃 〃-2 〃		
		鉄 溶 出		〃 〃-3 〃			〃 〃-3 〃		
		重 金 属		〃 〃-4 〃			〃 〃-4 〃		
		ひ 素		〃 〃-5 〃			<u>食品添加物公定書 装置Bの方法による</u>		
	細 菌	〃 〃-6 〃	<u>国税庁所定分析法 231-6 による</u>						
澄	タンニン酸を添加した柿タンニン（液状のもの）	清澄効果	(略)	国税庁所定分析法 231-7 による	澄	タンニン酸を添加した柿タンニン（液状のもの）	清澄効果	(略)	国税庁所定分析法 231-7 による
		力 価		〃 〃-9 〃			〃 〃-9 〃		
		タンニン酸		〃 〃-10 〃			〃 〃-10 〃		
		鉄 溶 出		〃 〃-11 〃			〃 〃-11 〃		
		重 金 属		〃 〃-12 〃			〃 〃-12 〃		
		ひ 素		〃 〃-13 〃			<u>食品添加物公定書 装置Bの方法による</u>		
細 菌	〃 〃-14 〃	<u>国税庁所定分析法 231-14 による</u>							

清	タンニン酸を添加した柿タンニン（粉末のもの）	清澄効果 力 価 タンニン酸 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-1 による " " -2 " " " -10 " " " -3 " " " -4 " " " -5 " " " -6 "	清	タンニン酸を添加した柿タンニン（粉末のもの）	清澄効果 力 価 タンニン酸 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-1 による " " -2 " " " -10 " " " -3 " " " -4 " <u>食品添加物公定書 装置Bの方法による</u> 国税庁所定分析法 231-6 による		
	タンパク質を主成分とするもの	清澄効果 全 窒 素 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-15 による " " -16 " " " -17 " " " -18 " " " -19 " " " -20 "		タンパク質を主成分とするもの	清澄効果 全 窒 素 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-15 による " " -16 " " " -17 " " " -18 " <u>食品添加物公定書 装置Bの方法による</u> 国税庁所定分析法 231-20 による		
	澄	多糖類を主成分とするもの	清澄効果 アルギン酸又は カラギナン 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)		国税庁所定分析法 231-21 による " " -22 " " " -23 " " " -24 " " " -25 " " " -26 "	澄	多糖類を主成分とするもの	清澄効果 アルギン酸又は カラギナン 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-21 による " " -22 " " " -23 " " " -24 " <u>食品添加物公定書 装置Bの方法による</u> 国税庁所定分析法 231-26 による
			プロテアーゼを主成分とするもの	清澄効果 力 価 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌		(略)			国税庁所定分析法 231-27 による " " -28 " " " -29 " " " -30 " " " -31 " " " -32 "	プロテアーゼを主成分とするもの	清澄効果 力 価 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌

清	ペクチナーゼを主成分とするもの	清澄効果 力 価 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-33 による " " -34 " " " -35 " " " -36 " " " -37 " " " -38 "	清	ペクチナーゼを主成分とするもの	清澄効果 力 価 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-33 による " " -34 " " " -35 " " " -36 " 食品添加物公定書 装置Bの方法による 国税庁所定分析法 231-37 による
	二酸化ケイ素を主成分とするもの	清澄効果 鉄 分 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-39 による " " -40 " " " -41 " " " -42 " " " -43 "		二酸化ケイ素を主成分とするもの	清澄効果 鉄 分 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-1 による " " -3 " " " -4 " 食品添加物公定書 装置Bの方法による 国税庁所定分析法 231-6 による
	その他のおり下げ剤	清澄効果 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-44 による " " -45 " " " -46 " " " -47 " " " -48 "		その他のおり下げ剤	清澄効果 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-1 による " " -3 " " " -4 " 食品添加物公定書 装置Bの方法による 国税庁所定分析法 231-6 による
酒 質 保 全	ウレアーゼを主成分とするもの	効 能 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	国税庁所定分析法 231-49 による " " -50 " " " -51 " " " -52 " " " -53 "	酒 質 保 全	ウレアーゼを主成分とするもの	効 能 鉄 溶 出 重 金 属 ひ 素 細 菌	(略)	— 国税庁所定分析法 231-3 による " " -4 " 食品添加物公定書 装置Bの方法による 国税庁所定分析法 231-6 による

酸化防止、酒質保全、再発酵防止、酸度調整又は酒質矯正	既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製剤	効能 酒質への影響 鉄溶出 重金属 ひ素 細菌	(略)	<u>国税庁所定分析法 231-54 による</u> // // -55 // // // -56 // // // -57 // // // -58 // // // -59 //	酸化防止、酒質保全、再発酵防止、酸度調整又は酒質矯正	既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製剤	効能 酒質への影響 鉄溶出 重金属 ひ素 細菌	(略)	—— —— <u>国税庁所定分析法 231-3 による</u> // // -4 // <u>食品添加物公定書 装置Bの方法による</u> <u>国税庁所定分析法 231-6 による</u>
	上記以外の長官指定告示物品	(略)	<u>国税庁所定分析法 231-60 による</u>	上記以外の長官指定告示物品		(略)	<u>食品衛生法規格基準による</u>		
副剤	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品	酒質への影響 鉄溶出 重金属 ひ素 細菌	(略)	<u>国税庁所定分析法 231-61 による</u> // // -62 // // // -63 // // // -64 // // // -65 //	副剤	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品	酒質への影響 鉄溶出 重金属 ひ素 細菌	(略)	—— <u>国税庁所定分析法 231-3 による</u> // // -4 // <u>食品添加物公定書 装置Bの方法による</u> <u>国税庁所定分析法 231-6 による</u>